

貨物取扱い許可申請書（C - 3110）

「取扱いの種類及び内容」欄には、(1)見本の展示、(2)簡単な加工等の区分を記載し、更に、その内容を簡単に記載する。

「取扱貨物の明細」欄には、見本の展示の場合は、見本の展示をする貨物について記載し、簡単な加工の場合は、これらの行為に使用する外国貨物、内国貨物並びに取扱い終了後における貨物の記号、番号、品名、個数、数量等を記載する。